

佐倉市の図書館

平成20年度

2008

佐倉市立図書館

内 容

1 . 佐倉市立図書館の運営.....	3
2 . 図書館のあゆみ.....	4
3 . 図書館協議会.....	8
4 . 職 員（平成20年度）.....	9
5 . 図書館サービス網.....	10
6 . 施設概要.....	11
7 . 移動図書館（ Book Mobile ）.....	12
8 . 平成19年度実施事業.....	14
9 . 平成20年度事業計画.....	18
10 . 図書館協力団体.....	20
11 . 佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例.....	21
12 . 佐倉市立図書館の管理運営に関する規則.....	23
13 . 佐倉市立図書館資料収集基準.....	28
14 . 佐倉市立図書館資料除籍基準.....	32

佐倉市立図書館

1. 佐倉市立図書館の運営

基本的運営

佐倉市立図書館は市民と共にある図書館を基本として、図書、記録その他必要な資料の収集整理及び保存を行い、市民の教養と文化の発展に寄与するために、自由と公平な立場での運営に努めます。「第2次佐倉市図書館整備基本計画」や「佐倉市子ども読書推進計画」を基本指針としたサービスの具現化に努めます。

また、本と人、人と人との出会いの場を提供し、市民が快適に利用できるような施設の維持管理に努めます。

佐倉図書館の運営

1. 地域の中核的施設として、また、移動図書館車の運行等市域全体の図書館サービスに努めます。
2. 本図書館は旧城下町(新町)にあるので、特に郷土行政資料の収集に努め、佐倉を学ぶため「佐倉学コーナー」を充実し、地域の資料や情報の提供に努めます。
3. 「子ども読書活動推進計画」の遂行を目指し、保育園、幼稚園、小中学校等子どもに関わる各施設や子ども読書活動を推進する市民ボランティアとの連携を深めながら、事業の展開に努めます。

志津図書館の運営

1. 市民の様々な資料要求に対して、迅速に応えます。
2. 学校や保育園等との連携により、子どもの読書普及に努めます。
3. 市民が快適に利用できるような施設の維持管理に努めます。
4. 佐倉市に関する資料を収集し整理し、活用及び保存に努めます。

佐倉南図書館の運営

1. 市民をボランティアとして受け入れ、市民との協働による図書館サービスに努めます。
2. 隣接する根郷中学校と連携を密にし、図書館が学校図書館の役割も担っていきます。
3. 根郷、和田、弥富地区の児童・生徒への読書活動を援助していきます。
4. 市民の書斎として、くつろぎの空間づくりに努めます。

2. 図書館のあゆみ

昭和 51 年 4 月 1 日	佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例施行 佐倉市立図書館の管理運営に関する規則施行 位置：新町 210 番地
10 月 1 日	閲覧室の使用を除き一般図書、児童図書の貸出を開始
昭和 52 年 4 月 1 日	全館使用開始
昭和 53 年 5 月 1 日	佐倉地域文庫連絡会発足
昭和 54 年 7 月 24 日	移動図書館車「さくらおぐるま号」巡回開始 ステーション数：8ヶ所 積載冊数：1,300冊
7 月 27・28 日	親子読書会全国大会 会場：草ぶえの丘
12 月 1 日	佐倉市おはなしきゃらばん結成
昭和 55 年 4 月 1 日	郷土資料室開室
昭和 56 年 8 月 18 日	新「さくらおぐるま号」巡回開始 積載冊数：2,200冊 ステーション数：12ヶ所
昭和 57 年 1 月 12 日	志津分館開館
昭和 58 年 5 月 1 日	本館新館オープン 位置：新町 189 番地（旧郵便局）
6 月 8 日	移動図書館新ステーション 石川県営住宅開始
6 月 15 日	移動図書館新コース 井野・ユーカリが丘開始
昭和 59 年 10 月 22 日	図書館本館（床）改修工事（～11月9日）
11 月 6 日	臼井公民館図書室オープン
昭和 61 年 4 月 1 日	電算化スタート
5 月 5 日	本館倉庫改修工事（～6日）
昭和 62 年 3 月 5 日	開館 10 周年記念文学講演会 講師：松本清張氏
昭和 63 年 3 月 2 日	北志津児童センター図書室開室
4 月 13 日	移動図書館ステーション 山王・大崎台 開始 ユーカリが丘ステーション廃止
平成 元年 4 月 4 日	移動図書館ステーション 岩富 開始 ユーカリ五番町ハイツステーション廃止
平成 2 年 10 月 4 日	新移動図書館車購入 積載冊数：3,000冊
平成 3 年 3 月 31 日	電算入れ替え FACOM K-670 (MEMI12MB)
4 月 10 日	移動図書館ステーション 藤治台 開始
6 月	佐倉市立図書館整備基本計画策定

平成4年 1月28日	移動図書館用書庫、車庫竣工 敷地面積：387.21 m ² 建築面積：134.13 m ²
4月8日	移動図書館ステーション 白銀 開始
11月17日	北志津児童センターとのオンライン開始
平成5年 6月8日	(仮)志津図書館建設主体・電気設備・機械設備工事契約 工期：平成5月6月8日～平成7月3月10日
平成6年 3月15日	図書館報「みんなの図書館」の創刊
9月15日	図書館報「みんなの図書館」第2号発行
平成7年 3月15日	志津図書館完成、引き渡しを受ける。 図書館報「みんなの図書館」第3号発行
4月13日	移動図書館ステーション 上志津原廃止、染井野開始
7月1日	志津図書館設置に伴う、「佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例」一部改正施行 位置：西志津4丁目1番2号
7月5日	志津図書館開館記念式典
7月6日	志津図書館 開館
11月15日	図書館報「みんなの図書館」第4号発行
平成8年 4月15日	図書館報「みんなの図書館」第5号発行
10月31日	図書館報「みんなの図書館」第6号発行
平成9年 3月31日	図書館報「みんなの図書館」第7号発行
6月1日	開館時間延長（午後5時から6時）の試行開始
11月30日	図書館報「みんなの図書館」第8号発行
平成10年 3月31日	図書館報「みんなの図書館」第9号発行
9月25日	佐倉南図書館新築工事 工期：平成10年9月25日～平成11年9月15日
11月1日	図書館報「みんなの図書館」第10号発行
3月21日	移動図書館ステーション 石川 廃止
平成11年 3月31日	図書館報「みんなの図書館」第11号発行
12月1日	新電算システム運用開始
平成12年 2月1日	佐倉南図書館開館・開館記念式典 佐倉市立図書館ホームページ開設 (URL http://www.library.sakura.chiba.jp/)
	図書館報「みんなの図書館」第12号発行
2月19日	志津図書館 一日の来館者数3,059人を記録する。
3月30日	図書館報「みんなの図書館」第13号発行

	4月1日	「佐倉市立図書館の管理運営に関する規則」の一部改正施行（貸出冊数の変更＝5冊から10点に） 夜間開館時間延長の試行開始 （火～金曜日 午後5時から午後8時）
	5月24日	佐倉図書館 降雹により防水シートに被害発生
平成13年	2月1日	図書館協議会委員の選出区分変更と内規を制定する。
	4月1日	レシートプリンターの使用開始 佐倉図書館、美術館駐車場を図書館利用者に開放する。
	6月6日	「佐倉市立図書館の管理運営に関する規則」の一部改正施行（館内整理日を月末から第一火曜日に変更）
	6月30日	臼井公民館図書室改修工事のため休館（～10月29日）
	7月	小川雄前図書館協議会委員長が全国公共図書館協議会から表彰される
	7月1日	図書館報「みんなの図書館」第14号発行
	10月1日	コピー料金を1枚10円に変更する。
	11月3日	藤巻愛子元社会教育指導員（元図書館協議会委員・おはなしきゃらばん指導者）が佐倉市教育文化功労者表彰を受ける。
	3月26日	移動図書館ステーション 岩富町、神門 廃止
平成14年	4月1日	佐倉市視聴覚教材ライブラリーが廃止され、その業務は佐倉図書館に統合される。「佐倉市立図書館の管理運営に関する規則」の一部改正施行 佐倉図書館、志津図書館、佐倉南図書館の祝日開館実施 閉館時間を午後8時に変更、夜間開館業務をシルバー人材センターへ業務委託する。（17：00～20：00） 志津分館の開館時間を午前9時に変更
平成15年	5月1日	志津図書館で蔵書管理システム一部運用稼働開始
	7月1日	志津図書館の全館禁煙化
	9月	移動図書館車に千葉県ディーゼル条例第4条に対処するため、粒子状物質（PM）低減装置を取り付ける。
平成16年	9月	移動図書館車に自動車NOx・PM法に対処するため、NOx・PM低減装置を取り付ける。
	10月5日	「佐倉市立図書館資料情報提供システム」のソフト開発（日立製作所）をする。
	12月	図書館協議会委員を公募する。（1名）

平成 17 年 7 月 10 日	志津図書館開館 10 周年記念式典・講演会実施
11 月 3 日	佐倉地域文庫連絡会が市長表彰を受ける。
12 月 1 日	図書館新システムによりインターネットサービスを開始する。
平成 18 年 2 月 16 日	図書館協議会に「これからの佐倉市立図書館運営のあり方について」諮問する。
平成 18 年 8 月 1 日	図書館協議会より「これからの佐倉市立図書館運営のあり方について」の答申を受ける。
平成 18 年 9 月 16 日	佐倉市立図書館開館 30 周年記念事業として、NHK 衛星第 2 放送番組「週刊ブックレビュー」の公開録画を佐倉市民音楽ホールで実施する。作家小川洋子他出演。617 人入場。
平成 18 年 11 月	図書館協議会委員を公募する。(1 名)
平成 19 年 2 月 1 日	図書館協議会委員を 10 名委嘱する。 (任期は、平成 21 年 1 月 31 日まで)
平成 19 年 4 月 23 日	「子どもの読書活動優秀実践図書館」として文部科学大臣表彰を受ける。
平成 20 年 1 月 4 日	佐倉図書館が、「ホームページを活用し積極的な情報発信」等読書活動の普及に寄与した功績により、市長表彰を受ける。

3. 図書館協議会

図書館法第14条及び第15条、並びに佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例第8条により、設置されています。

図書館協議会委員（任期：平成19年2月1日から平成21年1月31日まで）

	氏名	選出区分	所属
1	平山 健一	学校教育関係者	市立佐倉小学校
2	矢崎 聖二	学校教育関係者	市立志津中学校
3	池田 博昭	学校教育関係者	県立佐倉高等学校
4	小幡 典子	社会教育関係者	佐倉地域文庫連絡会
5	高比良 直美	社会教育関係者	公民館運営審議会
6	長柄 弘道	学識経験者	
7	安岡 喜美代	学識経験者	
8	小池 三子男	学識経験者	
9	渡辺 和代	学識経験者	
10	福田 英夫	公募	

平成19年度 協議会

開催日	協議・報告事項等	会場
平成19年 6月 29日	報告事項 平成18年度事業報告及び平成19年度 事業計画 協議事項 (1) 委員長、副委員長の選出について (2) 会議の公開等について	佐倉南図書館

4. 職員(平成20年度)

【佐倉図書館】

館長(1) — 副館長(1) — 主査(2)
司書(2) 臼井公民館図書室担当1
主任主事(2) 臼井公民館図書室担当1
主任自動車運転手(1)
補佐員(12) 佐倉7(自動車運転手1)
臼井5

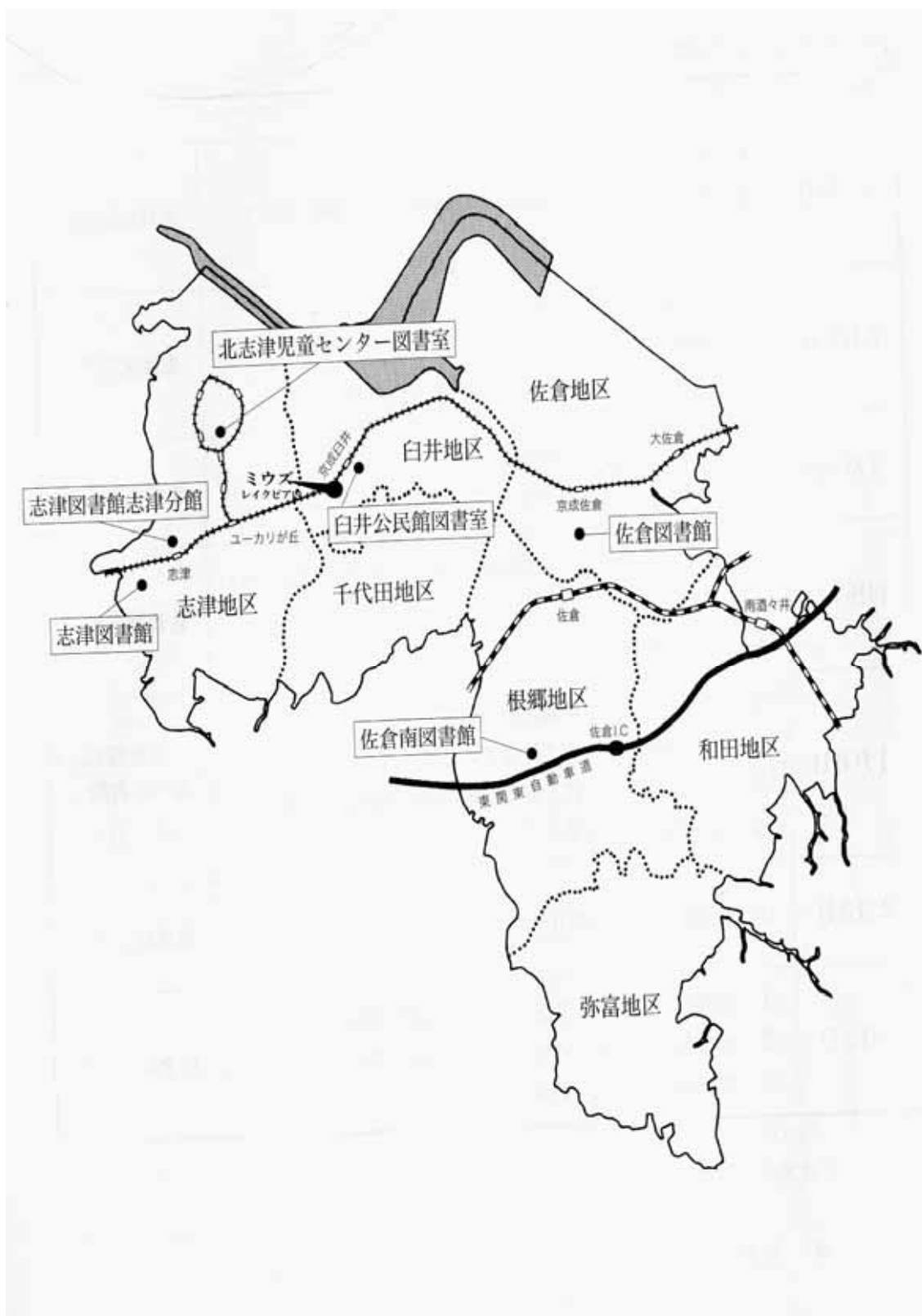
【志津図書館】

館長(1) — 副館長(1) — 主査(3)
司書(3)
主査補(1)
補佐員(22) 志津18・分館4

【佐倉南図書館】

館長(1) ————— 主査(3)
司書(1)
主査補(1)
主任主事(1)
補佐員(15)

5. 図書館サービス網



6. 施設概要

地区館

名称	佐倉図書館	志津図書館	佐倉南図書館	
所在地	新町 189-1	西志津 4-1-2	山王 2-37-13	
電話	043-485-0106	043-488-0906	043-483-3000	
開館時間	9時～20時			
休館日	月曜日・第一火曜日・12月28日～1月4日・特別整理日			
施設	敷地面積	1067.90 m ²	2999.56 m ²	11928.64 m ²
	構造	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート
	施設延べ床		5122.41 m ²	
	図書館延床	970.63 m ²	3452.20 m ²	1899.63 m ²
	独立・併設	独立	併設	独立
	収蔵可能冊数	75,000 冊	200,000 冊	140,000 冊
	開架可能冊数	60,000 冊	85,000 冊	70,000 冊
駐車台数	7 台	129 台	95 台	
設置年月日	昭和51年4月1日	平成7年7月1日	平成12年2月1日	

分館等

名称	志津図書館志津分館	臼井公民館図書室	北志津センター図書室
所在地	上志津 1672-7	王子台 1-16	井野 794-1
電話	043-461-7211	043-461-6224	043-487-6788
開館時間	9時～17時		
休館日	月曜日・第一火曜日・12月28日～1月4日・特別整理日・国民の祝日及び休日（臼井公民館図書室は開館）		
図書室延床	377.61 m ²	199.08 m ²	
収蔵可能冊数	25,000 冊	43,500 冊	
開架可能冊数	24,000 冊	40,000 冊	
設置年月日	昭和57年1月12日	昭和59年11月6日	昭和63年3月2日

公民館図書室

名称	根郷公民館	和田公民館	
所在地	城 343-5	直弥 59	
電話	043-486-3147	043-498-0417	

その他

名称	佐倉市男女平等参画推進センター「ミウス」	
所在地	王子台 1-23 レイクピアウスイ 3階	
電話	043-460-2580	

7. 移動図書館 (Book Mobile)

移動図書館車(さくらおぐるま号)の運行によって、図書館から離れた地域に設けられたステーションや学校において、定期的に図書の貸出をします。

移動図書館車 さくらおぐるま号



愛 称		さくらおぐるま号
仕 様	車 体 名	三菱ふそうキャンター
	制 作 会 社	(株)林田製作所
	全 長	6,100 mm
	車 幅	2,090 mm
	車 高	2,700 mm
	乗 車 定 員	4 名
	排 気 量	4,210 cc
	積 載 図 書 冊 数	3,000 冊

* 一般ステーション

第1・第3水曜	第2・第4火曜	第2・第4水曜
八幡台(八幡台会館) 10:00-10:40	六崎(根郷角栄井戸作東公園 脇)10:00-10:30	藤治台(集会所脇) 10:00-10:30
宮ノ台(井野中学校) 11:00-11:30	春路(しろさわ公園) 10:45-11:15	白銀(堀上公園) 10:55-11:35
染井野(みずき公園) 15:15-16:00	城(松ヶ丘一号公園下) 14:15-14:45	江原台(健康管理センター) 15:15-16:00
	大崎台(城堀公園) 15:15-15:45	

* 学校巡回ステーション

千代田小学校	第1・3水曜日	昼休み
和田小学校	第2・4火曜日	昼休み
内郷小学校	第2・4水曜日	昼休み

平成19年度 利用状況

	ステーション名	巡回回数	貸出冊数			利用者数		
			冊数	1日	前年度比	人数	1日	前年度比
1	六崎	24	674	28.1	123%	165	6.9	140%
2	城	24	657	27.4	86%	105	4.4	91%
3	春路	24	574	23.9	125%	87	3.6	143%
4	藤治台	24	452	18.8	64%	110	4.6	81%
5	大崎台	24	726	30.3	124%	204	8.5	150%
6	白銀	24	528	22.0	78%	102	4.3	97%
7	江原台	24	914	38.1	73%	180	7.5	87%
8	八幡台	23	922	40.1	98%	186	8.1	124%
9	染井野	23	777	33.8	50%	178	7.7	80%
10	宮ノ台	23	611	26.6	129%	118	5.1	155%
11	和田小学校	14	1124	80.3	74%	409	29.2	95%
12	千代田小学校	14	2996	214.0	79%	775	55.4	83%
13	内郷小学校	16	739	46.2	66%	320	20.0	93%
	合計	281	14,371	41.6	81%	2,939	10.5	97%

利用状況の推移

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
年間巡回回数	290	261	264	282	281
年間貸出冊数	14,417	13,249	12,234	14,371	11,694
ステーション平均	49.7	50.8	46.3	51.0	41.6
年間利用人数	3,631	3,231	3,091	3,032	2,939
ステーション平均	12.5	12.4	11.7	10.8	10.5

一般ステーション（学校巡回除く）の推移

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
年間巡回回数	226	219	221	231	237
年間貸出冊数	8,912	8,124	6,611	7,960	6,835
ステーション平均	39.4	37.1	29.9	34.5	28.8
年間利用人数	1,830	1,627	1,359	1,327	1,435
ステーション平均	8.1	7.4	6.1	5.7	6.1

8.平成19年度実施事業

佐倉図書館・志津図書館・佐倉南図書館共催事業

事業名	実施日、回数等	内容	会場等	参加人数
夏休みおすすめブックリスト	7/18~8/31	小学1・2年生向け、 小学3・4年生向け、 小学5・6年生向け、 中学生向けの本の紹介	市内の図書館・公民館・ 児童センターにて配布	-

佐倉図書館

一般対象事業

事業名	実施日、回数等	内容	会場等	参加人数
佐倉図書館ブックリサイクル	11/9~11/23	佐倉図書館の除籍資料 約500冊及び出版社等からの寄贈資料を、主に佐倉図書館利用者に無料で提供	佐倉図書館入口	-
佐倉図書館通信「仲町つれづれ」	随時	図書館ホームページに本の話 題等を随時、情報として発信		-
佐倉学推薦図書リスト配布	随時	佐倉学推薦図書リスト (小・中学生向け)の配布	市内図書館・図書室、	-
子ども読書活動推進講師派遣事業	8回	子ども読書活動推進につながる講座への講師派遣。 (公民館親子教室4回、 マタニティクラス1回、 保育士研修1回、 千葉県教育委員会主催の研修)	中央公民館、 志津公民館、 健康管理センター、等	のべ 約466人

子ども対象事業

事業名	実施日、回数等	内容	会場等	参加人数
子どもの本の講座『赤ちゃんと絵本わらべうた』	計6回	0・1歳児と保護者向け、 絵本とわらべうたの3回連続講座。	佐倉図書館	のべ 84人
子どもの本の講座『絵本とあそぼう0・1才』	計8回	0・1歳児と保護者向け、 絵本とわらべうたの講座。	佐倉図書館	のべ 116人

子どもの本の講座 『親子で楽しむ おはなし会 “ちびちびクラブ”』	全9回	2・3歳児と保護者向けのおはなし会形式の会員制絵本講座。各回とも、絵本の読み聞かせ3冊とわらべうたあそび、ブックトーク7冊を実施。	佐倉図書館	のべ 190人
小学生向けおはなし会 『わくわくおはなし会』	計2回	小学生向けのおはなし会絵本の読み聞かせ、昔話の語り、ブックトークを実施。また、季節に応じた簡単な工作遊びを実施。	佐倉図書館	のべ 37人
こども読書の日 記念事業	4/21～5/13 5/5	小学生の「ぼくの・わたしの好きな本」の文章・絵を60点展示。 おはなし会を実施	佐倉図書館	- 6人
小学校訪問事業	計7回	本や図書館に興味を持ち期待をもって来館するようになることを目的に、読み聞かせ・す話・ブックトーク等を実施。	市内小学校 (計2校)	のべ 443人
保育園訪問事業	計97回	発達段階に応じた乳幼児への読み聞かせと保育師への情報提供による、子ども達の読書活動の推進	市内保育園 (計3園)	のべ 1,988人
おはなしきゃらばん	定期公演 30回	幼児・児童向けの人形劇・大型紙芝居・スライド等のおはなし会。	佐倉図書館 市内公共施設 保育園 等	定期 2,107人
職場体験・職場見学等	計4回	学生の職場体験・職場見学等の受入。	佐倉図書館	のべ 13人
特別パック団体貸出	随時	保育園用読み聞かせパック 小学生向け読み物パック 小・中学生向け調べ物用 佐倉学パック	市内保育園 ・小中学校	5 3 1 計9回

志津図書館

事業名	実施日	内 容	会 場	参加数
ブックリサイクル	11月15日	公共施設向け 提供冊数1,364冊	志津図書館	12団体
	毎月1回 (12回)	一般向け 受入冊数9,479冊 提供冊数8,359冊	志津図書館	-
対面朗読サービス	毎週火・木 (67回)	対面朗読サービス	志津図書館	-
おはなし会	毎月1回 (12回)	5歳～小学校低学年向け おはなし会	志津図書館	のべ 360人
	毎月1回 (12回)	4歳～6歳向け おはなし会		
科学遊び講座	7月28日	講師：坂口美佳子氏	志津図書館	34人
	12月27日	講師：坂口美佳子氏		30人
職場体験受入れ	7月26日 11月8日 1/31～2/1日	臼井中 2人 西志津中 3人 志津中 3人	志津図書館	8人
施設見学	11月13日	西志津小学校	志津図書館	40人

佐倉南図書館

事業名	実施日	内 容	会 場	参加数
絵本のおはなし会	月2回,第2 ・第4水曜日	2・3歳児を対象とした 絵本の読み聞かせ、手遊び	おはなしの へや	のべ 379人
おはなし会	毎月 第3水曜日	5歳～小学校3年生を対象 に、絵本の読み聞かせ、素 話、ブックトーク等を通じ て、おはなしの世界の豊か さを感じてもらった	おはなしのへ や	のべ 148人
根郷中学校文化祭協賛 事業	10/20	根郷中学校の文化祭に 協賛し、相互連携を深め る。	根郷中学校	21人

ブックリサイクル	夏4回 冬1回	除籍図書・寄贈本等の有効利用をはかった。夏には、敬愛大学の留学生もボランティアとして参加。 (提供冊数 8,062冊)	講座室 ロビー	735人
ボランティア養成講座	5/16 , 6/20 (2回)	対面ボランティアを対象 5/16車椅子利用者の誘導 6/20視覚障害者の誘導	社会福祉法人 愛光	23人
対面朗読	愛光 毎月第4水曜日 (計11回) はちす苑 毎月第2水曜日 (計11回)	社会福祉法人「愛光」通所者を対象に実施。 高齢者ケアセンター「はちす苑」入所者を対象に実施	佐倉南図書館 はちす苑	「愛光」 通所者 のべ89人 「はちす苑」 入所者 のべ89人
実習受け入れ	随時	根郷中 2人 南部中2年 3人 佐倉東中教諭 1人 志津中 2人 佐倉南高校 2人 千葉大学 1人 駒澤大学 1人	館内、作業室	のべ 12人
図書館利用ガイダンス	7/3 7/5	寺崎小1～6年生	館内	260人
保育園訪問	年間14回	根郷保育園訪問		399人
	年間4回	馬渡保育園訪問		142人
読書感想文集 「さくらおぐるま」の発行		市民より読書感想文、感想画等を募集し、文集を発行		応募点数 2,597点
「さくらおぐるま」 読書感想画展	1/26 1/27	読書感想画応募点数のうち、選定された作品を展示	臼井公民館 展示室	のべ 239人
教育講座 「房総戦国史～里見氏と 千葉氏を中心に」	11月10日	戦国時代の里見氏と千葉氏の基礎的な事実関係を中心に、当時の房総半島の様子を講義。 講師：滝川恒昭氏	講座室	36人

9.平成20年度 事業計画

佐倉図書館・志津図書館・佐倉南図書館共済事業

事業名	対象	期間・回数	内容
夏休みおすすめブックリストの作成	市内小学生 中学生	7～8月	夏休みに向けて、児童・生徒の読書に おすすめする本のリストを作成し、配布する。

佐倉図書館

事業名	対象	期間・回数	内容
教養講座	一般	未定	読書普及に関する講演会等を実施する。
WEB情報提供	一般	随時	佐倉図書館通信WEB版 仲町つれづれの 継続発信。ブックリストのHP発信。
佐倉学推薦図書普及	一般 小・中学生	随時	佐倉学推薦図書リストを改訂・発行する。
子ども読書の日 記念事業	幼児・児童 ・一般	4 / 1 ~ 5 / 13	小学生による『ぼくの・わたしの好きな本』 の文・絵の展示。
わくわくおはなし会	児童	8.12月 (2回)	図書館に足を運んでもらい、絵本や昔話に親しん でもらうためのおはなし会。
子どもの本の講座 0・1歳児向け	0・1歳児と 保護者	未定	0・1歳児と保護者への初めての絵本やわらべう たの講座。
子どもの本の講座 2・3歳児向け	2・3歳児と 保護者	未定	2・3歳児と保護者への絵本やわらべうたのおは なし会形式の連続講座。
おはなしきゃらばん	幼児・児童	通年 (30回)	おはなしきゃらばんによる人形劇・大型紙芝居・ スライド等のおはなし会。
特別パック団体貸出	希望する 保育園・ 小・中学校	随時	保育園 読み聞かせ用パック 小学校 年齢別読み物用パック 小・中学校 佐倉学パック(調べ物用)
訪問おはなし会	佐倉・臼井地 区希望保育 園・小学校	随時	保育園・小学校に出向き、絵本の読み聞かせ、 すばなし、ブックトーク、図書館紹介等を実施し、 子どもや先生への読書活動推進に努める。
子ども読書活動推進講 師派遣事業	依頼先の 参加者	随時	絵本の読み聞かせ等、子どもの読書活動推進に関 する講座の講師派遣をする。
職場体験・職場見学 受け入れ	小学生～ 大学生	随時	依頼に応じて、図書館業務の体験・見学等を行い、 図書館への理解を深めてもらう。

志津図書館

事業名	対象	期間・回数	内容
おはなし会	4～6歳児	毎月 第3木曜 (年12回)	絵本の読み聞かせ等を行い、本の世界を楽しんでもらう。また、図書館施設や図書館職員に親んでもらう。
	小学生		
科学実験講座 (科学図書に親しむ)	小学生	7・12月 (年2回)	身近な材料を使った科学実験・工作を通じ、子ども達に科学の世界の楽しさを伝える。科学図書を紹介し、興味を広げる。
教養講座 (佐倉学関連)	一般	未定	郷土佐倉に関連するテーマの講座・講演会を実施し、併せて郷土資料への関心を深める。
ブックリサイクル	一般	毎月 10～15日 (年12回)	寄贈本や除籍図書について、市民が有効利用する機会を設ける。(公共施設を対象としたブックリサイクルについては年1回開催予定)
対面朗読サービス	一般	随時	自力で墨字資料が読めない方(視覚障害者等)を対象に音訳サービスを行う。
講師派遣事業	市内の団体	随時	依頼に応じて、おはなし会の実践方法等、読書普及に関するテーマの講座の講師を派遣する。
職場体験・職場見学 受け入れ	小学生～ 大学生	随時	依頼に応じて、図書館業務の体験・見学を行い、図書館についての理解を深めてもらう。
講演会 (佐倉市・開国150 周年記念事業)	一般	11月15日	「堀田正睦とハリスの来日」

佐倉南図書館

事業名	対象	期間・回数	内容
絵本のおはなし会	2歳・3歳児	24回	絵本の読み聞かせと手遊びを行う。
おはなし会	4歳～ 小学2年生	2回	絵本の読み聞かせと素話、ブックトーク等を通じて、おはなしの世界の豊かさを感じてもらおう。
根郷中学校文化祭 協賛事業	中学生	10月	体験講座を行う。
ボランティア養成講座	一般	2回	佐倉南図書館ボランティアの技術向上のための講座を行う。
ブックリサイクル	一般	4回	除籍資料・寄贈本等の有効利用を図る。

事業名	対象	期間・回数	内容
対面朗読サービス	一般	随時	自力では墨字資料が読めない方（視覚障害者等）を対象に、音訳サービスを行う。
教養講座	一般	1回	文学・歴史等の一般的教養に関する講演会を実施する。
「さくらおぐるま」発行	小学生～一般	9月～3月	市民より読書感想文、感想画等を募集し、文集を発行する。
小学校訪問	希望校	随時	小学校に出向き絵本の読み聞かせ、すばなし、ブックトーク、図書館紹介等をし、子どもの読書普及に努める
保育園訪問	希望園	随時	保育園に出向き絵本の読み聞かせをし、子どもの読書普及に努める。 先生方への情報提供も行う。
職場体験・職場見学受け入れ	小学生～大学生	随時	依頼に応じて、図書館業務の体験・見学を行い、図書館についての理解を深めてもらう。

10. 図書館協力団体

佐倉地域文庫連絡会（担当 佐倉図書館）

地域住民のために図書を貸し出す地域文庫、家庭文庫から構成される団体です。

現在、千成なかよし文庫、ユウカリ文庫、さくらっこ文庫、さくら文庫、めるへん文庫、文庫かるがも、グリーン文庫、の7文庫が活動しています。

佐倉おはなしの会（担当 佐倉図書館）

佐倉市立図書館の「おはなしテレホンサービス」の録音を行っています。
市内各地で「おはなし会」を行うグループです。

志津図書館対面朗読グループ（担当 志津図書館）

志津図書館で視覚障害者へ朗読サービスを行っています。

佐倉南図書館ボランティア（担当 佐倉南図書館）

図書館ボランティア養成講座受講者が中心となって、結成されました。現在、書架整理ボランティア、おはなし会ボランティア、対面朗読ボランティア、ブックリサイクルボランティア、飾り付けボランティアの5団体が活躍中です。

1 1 . 佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例

昭和 51 年 3 月 29 日条例第 10 号

改正 昭和 56 年 12 月 25 日条例第 30 号

昭和 58 年 3 月 16 日条例第 5 号

昭和 61 年 1 月 14 日条例第 1 号

平成 7 年 3 月 31 日条例第 8 号

平成 11 年 3 月 29 日条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)

第 10 条の規定により、佐倉市立図書館(以下「図書館」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市は、図書、記録その他必要な資料の収集整理及び保存を行い、公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため図書館を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
佐倉市立佐倉図書館	佐倉市新町 189 番地 1
佐倉市立志津図書館	佐倉市西志津 4 丁目 1 番 2 号
佐倉市立佐倉南図書館	佐倉市山王 2 丁目 37 番地 13

(分館)

第 4 条 佐倉市立志津図書館に次の分館を置く。

名 称	位 置
佐倉市立志津図書館志津分館	佐倉市上志津 1672 番地 7

(職員)

第 5 条 図書館に館長及び教育委員会が必要と認める職員を置く。

(業務)

第 6 条 図書館は、法第 3 条各号に掲げる業務を行う。

(管理)

第 7 条 教育委員会は、図書館を常に良好な状態で管理し、その設置目的に応じて最も効率的な運用をしなければならない。

2 図書館の利用者は、管理者の指示した事項を遵守しなければならない。

(図書館協議会)

第 8 条 法第 14 条及び第 15 条の規定により、佐倉市立図書館協議会(以下「協

議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員の定数は、10人以内とする。
- 3 前項の委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 協議会の委員には、別に定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則(抄)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月29日条例第5号)

この条例は、平成12年2月1日から施行する。

12. 佐倉市立図書館の管理運営に関する規則

昭和51年3月31日教育委員会規則第2号
改正 昭和52年6月28日教委規則第4号
昭和57年1月14日教委規則第1号
昭和57年3月30日教委規則第4号
昭和61年3月1日教委規則第4号
平成6年2月15日教委規則第1号
平成7年3月20日教委規則第3号
平成12年3月31日教委規則第5号
平成12年12月22日教委規則第13号
平成13年5月23日教委規則第7号
平成14年2月25日教委規則第2号
平成15年8月27日教委規則第11号
平成18年3月29日教委規則第7号
平成19年3月20日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和51年佐倉市条例第10号）第9条の規定により、図書館の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 図書館の開館時間は、午前9時から午後8時（分館は、午後5時）までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- 一 定期休館日 月曜日
- 二 年始休館日 1月1日から同月4日まで
- 三 年末休館日 12月28日から同月31日まで
- 四 館内整理日 毎月第1火曜日
- 五 特別整理日 年間10日以内で教育委員会が別に定める日

2 前項に定めるもののほか、分館については、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日及び休日を休館日とする。

(入館の制限)

第4条 館長は、館内の秩序を乱し、又はそのおそれがある者に対しては、入

館を禁止し、又は退館させることができる。

(館内利用の制限)

第5条 館長は、この規則に違反し、又は館長の指示に従わなかった者に対し、図書館の施設若しくは機器又は図書館資料の利用を制限し、又は禁止することができる。

(損害賠償)

第6条 利用者が、図書館資料、設備器具等を亡失し、汚損し、又はき損したときは、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

(個人貸出しの対象者及び手続等)

第7条 図書館資料の個人貸出しを受けることができる者は、市内に住所を有し、又は在勤し、若しくは在学している者とする。ただし、教育委員会が適当と認める者については、この限りでない。

2 図書館資料の個人貸出しを受けようとする者は、あらかじめ利用申込書(別記様式第1号)により登録の申込みをしなければならない。この場合においては、当該申込みの際に、本人であることを証明する書類を提示するものとする。

3 教育委員会は、前項の申込みを受けた場合において、登録を適当と認めるときは、当該申込みをした者に対し、貸出カード(別記様式第2号)を交付するものとする。

4 個人貸出しを受けようとする者は、貸出カードの提示により貸出しを受けるものとする。

5 貸出カード及び貸出しを受けた図書館資料は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(貸出カードの紛失等の届出)

第8条 貸出カード若しくは図書館資料を紛失したとき、又は前条第2項の利用申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(個人貸出図書等の数及び期間)

第9条 個人貸出しを受けることができる図書館資料の数及びその貸出期間は、次のとおりとする。ただし、図書館資料の数については、図書及び視聴覚資料の合計数は、1人につき10を限度とする。

区 分	図書館資料の数	貸出期間
図 書	1人につき10冊以内	15日以内
視聴覚資料	1人につき3点以内	15日以内

2 教育委員会は、前項の貸出期間内に申出のあった者に対してのみ、他の者の利用を妨げない範囲内において、当該申出のあった日から15日を限度と

して、貸出期間の延長をすることができる。

(団体貸出しの対象者及び手続)

第10条 図書の団体貸出しを受けることができる者は、市内の学校、官公署、社会教育関係団体及び会社等とする。

2 前項の登録を受けようとする者は、団体の代表者を定めた上、あらかじめ団体貸出申込書(別記様式第3号)により登録の申込みをしなければならない。

3 教育委員会は、前項の申込みを受けた場合において、登録を適当と認めるときは、当該申込みをした者に対し、貸出カードを交付するものとする。

4 団体貸出しを受けようとする者は、貸出カードの提示により貸出しを受けるものとする。

(団体貸出図書の数及び期間)

第11条 団体貸出しを受けることのできる図書の数は、1団体につき5百冊以内とし、その貸出期間は、6月以内とする。ただし、教育委員会が特に必要と認められた場合は、その冊数及び期間を別に指定することができる。

(館外貸出しを禁ずる資料)

第12条 教育委員会が館外貸出用として指定した図書館資料以外の資料は、館外貸出しを行わない。ただし、教育委員会が特に必要と認められた場合は、この限りでない。

(図書館資料の返却等)

第13条 貸出しを受けた図書館資料は、定められた貸出期間内に返却しなければならない。

2 教育委員会は、図書館資料を貸出期間内に返却せず、かつ、当該資料の返却を求めてもなお返却しない者に対し、期間を定めて貸出しを禁止することができる。

(寄贈)

第14条 図書館資料を寄贈しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て名称、員数等を記した寄贈申込書(別記様式第4号)を提出しなければならない。

(職員の職及び職務)

第15条 図書館に置かれる職員の職及び職務は、次のとおりとする。

職員	職	職務
事務職員	館長	上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副館長	館長を補佐し、館長に事故があるときは、その職務を代理する。
	副主幹	上司の命を受け、その担当事務を

	主 査	処理する。
	主 査 補	
	主任主事	上司の命を受け、事業の実施又は事務に従事する。
	主 事	
	司 書	上司の命を受け、図書館の専門的事務に従事する。
技能職員	班自動車運転手	上司の命を受け、自動車の運転に従事する。
	自動車運転手	
技労職員	用 務 員	上司の命を受け、労務及び作業に従事する。

(事務分掌)

第 16 条 図書館の事務分掌は、次のとおりとする。

- 一 公印の保管に関すること。
- 二 文書の收受及び発送に関すること。
- 三 文書及び帳簿の整理及び保存に関すること。
- 四 庶務及び会計に関すること。
- 五 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 六 図書館協議会に関すること。
- 七 図書館資料の利用に関すること。
- 八 図書館資料の選択、受入れ及び改廃に関すること。
- 九 図書館資料の分類及び目録に関すること。
- 十 図書館資料の整理及び保管に関すること。
- 十一 読書会、資料展示会等の開催に関すること。
- 十二 移動図書館の運営に関すること。
- 十三 図書館諸行事に関すること。

(図書館協議会)

第 17 条 図書館協議会(以下「協議会」という。)に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 18 条 協議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席者の過半数で決める。

(庶務)

第19条 協議会の庶務は、佐倉市立佐倉図書館において処理する。

(連絡調整)

第20条 佐倉市立佐倉図書館は、通常の図書館業務のほか、図書館に関する活動を総理するための連絡調整を行う。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則(抄)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月29日教委規則第7号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日教委規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

13 . 佐倉市立図書館資料収集基準

第1 趣旨

この基準は、佐倉市立図書館の管理運営に関する規則（昭和51年教育委員会規則第2号）第21条の規定により、佐倉市立図書館の業務を十分かつ円滑に行うため、図書館資料の収集に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 基本方針

(1) 図書館資料の収集に当たっては、公共図書館としての役割、市民からの要望、社会的な動向に十分配慮し、生涯学習の拠点施設として、文化、教養、調査、研究、趣味、娯楽等に資する資料及び情報の収集・整備に努め、一般の利用に供するものとする。

(2) 各図書館は、その施設設備、規模、地域性及び館の機能に応じた資料構成に留意し、佐倉市立図書館全体として体系的な資料の充実を図るものとする。

(3) 図書館資料の選択収集に当たっては、著者の思想的、宗教的、党派的立場にとられることなく、幅広く収集する。

第3 収集資料の種類

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 郷土・行政資料
- (4) 視聴覚資料
- (5) 障害者用資料
- (6) 電子出版資料

第4 収集資料の範囲

(1) 収集する資料の範囲は、各分野にわたり、基本的、入門的なものから専門的なものまで幅広く収集する。ただし、特殊な又は高度な専門性を有するもの、著しく耐久性に欠けるもの等は、原則として収集しない。

(2) 収集する資料は、国内で発行及び製作されている資料を中心に収集するものとし、必要に応じて、国外で発行及び製作されている資料についても収集に努める。

第5 資料別収集方針

資料の資料別収集方針は、次のとおりとする。また、資料を複数収集する場合には、利用状況、資料的価値、数量等を総合的に検討し、適正な蔵書構成の維持に配慮した収集に努めるものとする。なお、CD-ROM付き資料については、著作権

の保護に十分留意するものとする。

(1) 図書

ア 一般図書

一般図書は、市民の学習、教養、実用、娯楽等に資するため、基本的、入門的な図書のほか、必要に応じて、専門的な図書まで幅広く収集する。

次に掲げる資料は原則として収集しない。

1) 学習参考書、各種試験問題集及びテキスト類（書き込み欄等が多く、また個人が長期間にわたり使用する性質のもの）

2) 特殊な又は高度な専門書、学術書（ただし、資料価値が高く、多くの利用が見込まれるものについては配慮する。）

3) ゲーム攻略本

4) 切り抜き、切り取り、書き込みを目的として編集されたもの

その他の資料選定に関する留意点

1) 漫画は、古典の名作、実用漫画、受賞作品などで評価の高いものを中心に厳選する。

2) 宗教に関しては、古典的なものから選定し、バランスを考慮し、特定宗派に偏らないようにする。

イ 参考図書

参考図書は、市民の一般的な調査研究のために必要な辞典、事典、年鑑、名鑑、目録、書誌、白書、地図等を広く収集する。

ウ 児童図書

児童図書は、児童が読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つような各分野の資料を広く収集する。

エ 青少年図書

青少年図書は、児童から成人への成長過程におけるおう盛な知的好奇心や読書意欲に応え、読書習慣の形成と継続を促すとともに、豊かな人間形成に資するため、各分野の資料を広く収集する。

オ 外国語資料

外国語資料は、国内外で高い評価を得ているもので、かつ、英語で記述されたものを中心として、各分野にわたって収集する。なお、社会状況の変化や市民の要求の多様化に留意し、その他の言語によるものについても収集に努める。

(2) 逐次刊行物

ア 新聞は、原則として国内発行の主要全国紙等を中心に収集する。

イ 雑誌は、国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に、各分野にわたって収集する。また、児童及び青少年向けのものも収集する。ただし、特殊な又は高度

な専門雑誌、特定の政治団体・宗教団体が発行する雑誌及び漫画雑誌は、原則として収集しない。

ウ 年鑑、年報及び白書等は、一般図書及び参考図書に準じて収集する。

(3) 郷土・行政資料

ア 佐倉市に関する資料は、資料内容が佐倉市と密接に関わりがあるものを中心として、図書、新聞、雑誌、行政資料、パンフレット、地図等を可能な限り収集する。

イ 千葉県及び県内市町村に関する資料は、特に佐倉市と隣接する地域に留意して、基本的資料、歴史的資料を中心に収集する。

(4) 視聴覚資料

ア 市民の教養、文化活動又は趣味に資するため、カセットテープ、CD、DVD、ビデオテープ等の視聴覚資料を収集する。

イ 収集に当たっては、著作権の保護に十分留意し、クラシック、ポピュラー、民族音楽、伝統芸能、語学、文学作品、朗読、記録、映画等の基本的作品、代表的演者の作品を中心に収集する。

ウ アニメーションについては、古典の名作、受賞作品などで評価の高いものを中心に厳選する。

エ 技術の進展に伴う新しい形態の資料については、必要に応じて検討し、収集に努めるものとする。

(5) 障害者用資料

障害に応じたサービスが行えるよう、大活字本、点字図書、録音図書等の資料収集に努める。

(6) 電子出版資料

CD-ROM等の電子出版資料については、各館の収集分担、他の資料との関連、資料としての耐用年数等を十分考慮して、効率的な収集に努める。

第6 寄贈資料等の収集

資料の収集については、購入を原則とするが、必要に応じて寄贈等も活用する。この場合については、この基準に定める事項を適用する。

第7 情報提供等

図書館に所蔵されていない資料、又はこの基準の収集対象とはならない資料に対

する市民からの要望については、他の図書館資料に関する情報、インターネット情報等を利用して、可能な限り当該資料に関する情報を収集し提供するとともに、他機関への紹介又は借用等の方法により資料提供に努めるものとする。

第8 その他

この基準に定めるもののほか、資料収集に関して必要な事項は、各図書館長の合議により別に定める。

この基準は平成14年8月1日より施行する

14. 佐倉市立図書館資料除籍基準

第1 基本方針

この基準は、佐倉市立図書館の管理運営に関する規則（昭和51年教育委員会規則第2号）第21条の規定により、佐倉市立図書館が常に新鮮で有効な資料構成の維持に努め、かつ図書館資料の適切な管理を図るため、資料の除籍に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 除籍対象資料

除籍の対象となる資料及び基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 亡失資料

- ア 蔵書点検により不明が確認されてから3年を経過したもの
- イ 貸出期限を過ぎた資料であって、督促等の努力にもかかわらず5年を経過しても返却されないもの
- ウ 利用者が紛失した資料で、やむを得ない理由により現品での弁済が不可能なもの
- エ 不可抗力による災害その他の事故によるもの

(2) 破損・汚損資料

- ア 破損又は汚損がはなはだしく、修理困難なもの
- イ 切り抜き、書き込み等がはなはだしく、全体として利用に耐えないもの

(3) 不用資料

- ア 学問、技術の進歩又は時間の経過等により、記述あるいは記録された内容が資料としての価値を失ったもの
- イ 新版、改訂版、類似資料等の入手により、利用価値がなくなったもの
- ウ 複本が存在し、又は利用要求が少なく、将来にわたり長く保存する必要のないもの
- エ 新聞、雑誌で、保存年限を経過したもの

第3 除籍対象外資料

次に掲げる資料については、亡失資料及び破損・汚損資料となる場合を除き、原則として除籍対象としない。なお、特段の事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 佐倉市に関する行政資料、民間発行資料及び歴史的資料
- (2) 記述された内容の新旧に関わらず、当該分野の基本的又は歴史的価値を有する資料
- (3) 類似する資料が存在しない、又は極端に少ない資料
- (4) 品切れ、絶版、その他の事情により、再び収集することが困難で、かつ高い資

料価値を有する資料

第4 除籍の決定

除籍にあたっては、除籍資料明細書を作成し、図書館長の決裁を受けるものとする。

第5 除籍資料の無償譲渡

図書館長は、除籍した図書館資料を「佐倉市立図書館リサイクル要綱」に基づき無償で譲渡することができる。

第6 その他

この基準に定めるもののほか、資料の除籍に関して必要な事項は、各図書館長の合議により別に定める。

この基準は平成14年8月1日より施行する。